

市県民税、納税通知書をお届けします。

第1期の納期限

6月30日(水)

税額
①均等割(定額) 4,800円
②所得割 税率10%

個人市県民税と個人県民税をあわせて市・県民税(住民税と呼びます)。
住民税が課税されるのは、平成22年1月1日現在、市内にお住まいで、平成21年中に一定額以上の所得がある人です。

1月2日以降に市外へ転出した人や亡くなった人も平成22年度分は南あわじ市で課税されます。

平成22年度の住民税は、
国税課 ☎43・5022
収税課 ☎43・5034

平成21年1月～12月までの1年間の所得をもとに算出しています。平成21年中に退職し、それ以降働いていない人でも、退職までの所得により課税されます。

期別	納期限
第1期	6月30日(水)
第2期	8月31日(火)
第3期	11月1日(月)
第4期	1月31日(月)

※納期は普通徴収分です

所得証明書・課税証明書の発行

22年度市県民税(所得・課税証明書)※21年の所得分
発行開始日

6月1日(火)

21年度以前の市・県民税(所得・課税)証明書は、
国税課 ☎43・5022
収税課 ☎43・5034

随時発行しています。

発行場所 総合窓口センター
支所・出張所・連絡所

※支所・出張所・連絡所では、お渡しに2日間程度必要です
国税課 ☎43・5022
収税課 ☎43・5034

介護保険制度のご案内

園長寿福祉課 ☎44・3005

1 社会福祉法人等の利用者負担軽減

介護保険制度では1割負担が原則ですが、下表の事業所を利用する市町村民税の非課税世帯の人で次の条件全てを満たす人は負担額が軽減されます。

①年間収入(事業収入等は必要経費を引く前の金額)が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下

②預貯金額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることに100万円を加算した額以下

③世帯が居住用家屋や日常生活に必要な資産以外に

利用できる資産を持たない
④負担能力のある親族に扶養されていない
⑤介護保険料を滞納していない

軽減額 利用者負担額の28%(食費・居住費は25%)。老齢福祉年金受給者は53%(食費・居住費は50%)。

軽減を受けられる事業所

緑風館	みどりの家
どんぐりの里	幼老複合型ういず
翁寿園	太陽の家
伊加利デイサービスセンター	
平成ホームヘルパーステーション	
社会福祉協議会訪問介護事業所	
すいせんホーム	
小規模多機能施設風らん	

2 住宅改修の補助

▽条件 要支援・要介護認定で居宅で生活する人

▽限度額 20万円

▽利用方法
①ケアマネジャーに相談。

改修の理由書や見積書などを添えて市へ事前申請
②工事を実施。費用は、いったん全額自己負担
③領収書と工事費の内訳がわかる書類(改修前後の写真等)を市へ提出
④審査後、上限額内で改修

費の9割額を支給
対象工事
①手すりの取り付け
②段差解消
③洋式便器等への便器の取替え
④引き戸などへの取替え(新設)
⑤滑り防止や移動の円滑化のための床材の変更など

5 福祉用具貸与

対象品目
①車いす
②車いす付属品
③特殊寝台
④特殊寝台付属品
⑤床ずれ防止用具
⑥体位変換器
⑦認知症老人徘徊感知機器
⑧移動用リフト(つり具の部分を除く)
⑨手すり

表1.軽減措置が受けられる対象者

利用者負担段階	対象者
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者 で本人と世帯全員が市町村民税非課税の人
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で「本人の合計所得+課税年金収入」が80万円以下の人
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の人

表2.負担限度額と基準費用額(1日あたり)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)				
		多床室(相部屋)	従来型個室(特養)	従来型個室(老健、療養)	ユニット型(個室)	
基準費用額	1,380円	320円	1,150円	1,640円	1,640円	1,970円
第1段階	300円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円	320円	420円	490円	490円	820円
第3段階	650円	320円	820円	1,310円	1,310円	1,640円

施設によって、利用者負担額が基準費用額と異なることがあります

4 介護施設入所時の費用軽減

①と④の申請方法
総合窓口センター備付の申請書に必要事項を記入の上、長寿福祉課へ提出。現在、制度を利用中の入所者は更新案内の通知を6月下旬に送付します。

福祉用具購入費支給

▽条件 要支援・要介護認定
▽限度額 年間10万円
利用方法
①指定販売店で必要な福祉用具を購入
※指定販売店以外での購入は支給対象になりません
②申請書、カタログの写し、領収書を市へ提出
③審査後、購入費の9割を支給
対象品目
①腰掛便座
②特殊尿器
③入浴補助用具
④簡易浴槽
⑤移動用リフトのつり具部分

地デジ放送中継局、南淡局が開局

地上デジタル放送の中継局(南淡局)が3月末に開局しました。この開局により、賀集や福良、北阿万、阿万の各地区の一部地域で、UHFアンテナを利用した直接受信やワンセグ放送の受信ができるようになりました。中継される放送は、NHK総合神戸やNHK教育、

サンテレビジョン、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送です。なお、現時点で今後の市内での中継局開局予定はありません。
受信相談
地デジコールセンター
☎078・330・0101
※利用できないときは…
☎03・4334・1111

地デジ放送受信機の無償給付等の支援

総務省では、経済的な理由等で地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を昨年引き続き今年度も実施します。
申込締切 7月2日(金)
対象世帯 ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
②市民税が非課税の障害者世帯
③社会福祉事業施設に入所し、テレビを持ち込んでいる世帯
※①②③の世帯で、NHKと受信契約を結び、受信料が全額免除されている必要があります

※すでに地デジ放送を視聴している世帯は支援の対象外です
《支援の内容》
地デジ放送を受信するための簡易なチューナー1台を現物で無償給付します。
アンテナ工事等が必要なきは、その支援も行います。
※支援が現物給付なので、ご自身で購入したチューナーやアンテナなどの精算はできません
園地デジチューナー支援実施センター(総務省)
☎0570・03・3840
NHK視聴者コールセンター
☎0570・00・0588

みなさんのお役に立ちます

- 植木剪定 ○大工・左官仕事 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
- 施設管理 ○清掃 ○毛筆筆耕 ○家事手伝い(掃除・洗濯・食事支度) など

お気軽にお電話下さい

どんな仕事でもご相談下さい

(社)南あわじ市シルバー人材センター

〒656-0478 南あわじ市市福永 358-1 (三原庁舎内)
TEL / 0799-42-5339 FAX / 0799-42-6044

広田事業所 TEL / 0799-45-0012
福良事業所 TEL / 0799-52-0070
西淡窓口 TEL / 0799-36-2083

広告